

重点支援地方交付金 自治体向け概要資料

令和 7 年 6 月 1 9 日
内閣府地方創生推進室

重点支援地方交付金の追加

令和7年度5月予備費

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1, 000 億円（推奨事業メニュー分）
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、2 頁参照）

推奨事業メニュー	
（生活者支援）	（事業者支援）
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金

＜追加額 1,000億円＞

令和7年度5月予備費

○ 推奨事業メニュー(1,000億円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール

重点支援地方交付金

R6補正

1. 推奨事業メニュー
本省繰越額2,240億円

2. 令和6年度低所得世帯支援枠及び
不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠^[1]
①R6非課税世帯・3万円給付、こども加算・2万円給付、②不足額給付

3. 令和6年度
給付支援サービス活用枠

R7予備費

推奨事業メニュー
1,000億円

①について、
全市区町村が
“支給実績”
を提出（1回目）

②について、
全市区町村が
“計画”
を提出（1回目）

受付：～5/30^[2]

実施計画（1回目）受付（R6補正：6/13ㄨ、R7予備費：6/30ㄨ） ※R6補正は原則、全自治体

実施計画（1回目）の確認・交付決定（8月中旬）^[3]

実施計画（2回目）受付（10/31ㄨ） ※R6補正及びR7予備費は原則、全自治体

実施計画（2回目）の確認・交付決定（12月中）^[3]

実施計画（3回目）受付（1/23ㄨ）

実施計画（3回目）の確認・交付決定（3月中）^[3]

①②について、
全市区町村が
“支給実績”
を提出
（2回目以降）

（参考）	申請期限の目安
3万円給付	遅くとも令和7年 7月31日まで
不足額給付	遅くとも令和7年 10月31日まで

※こども加算に係る申請期限は3万円給付と同様
※申請期限は、各市区町村により前後

交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表・報告

[1]不足額給付のための算定ツールは3月に利用開始

[3]実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

[2]5/30以降の利用希望自治体は、デジタル庁と個別に調整

- 政府は、地方自治体が地域の実情に合わせて、物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細かに支援できるよう、重点支援地方交付金を措置しています。
- 令和6年度補正予算においては6,000億円を確保し、地方自治体による子育て世帯への支援など様々な取組が行われています。
- 令和7年度予備費で1,000億円を積み増し。

①子育て費用の負担軽減

臨時的子育て世帯負担軽減事業 ～福島県田村市～

- ・市内で利用できる子育て応援商品券を
0歳から18歳の児童1人あたり
3万円分配布



②ひとり親世帯への支援

ひとり親家庭等生活支援給付金支給事業 ～徳島県～

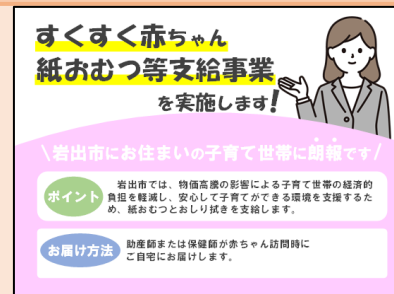
- ・18歳未満の児童等を持つひとり親世帯
(県が支給する児童扶養手当の受給者)
に対して、こども1人あたり2万円給付



③紙おむつの支給

すくすく赤ちゃんおむつ等支給事業 ～和歌山県岩出市～

- ・安心して子育てができる環境の
支援として、こども1人あたり
紙おむつとおしり拭き
(5,000円相当)を支給



【お問い合わせ先】

○制度の概要について
内閣府地方創生推進室 03-5253-2111

○お住まいの自治体の取組について
お住まいの自治体窓口へお問い合わせください

- 政府は、地方自治体が地域の実情に合わせて、物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細かに支援できるよう、重点支援地方交付金を措置しています。
- 令和6年度補正予算においては6,000億円を確保し、地方自治体による食料品価格高騰への支援など様々な取組が行われています。
- 令和7年度予備費で1,000億円を積み増し。

①お米の支給

知内町物価高騰対策くらし応援事業 ～北海道知内町～

- ・全世帯へ地元産米（知内町米）
1世帯あたり5kg支給



②特産品の支給

たつのまち学生エール便 ～長野県辰野町～

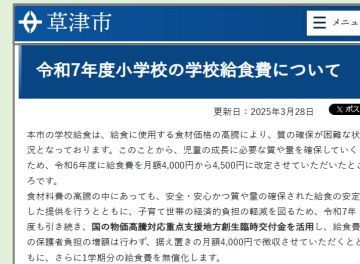
- ・町内出身者で町外に暮らす学生に対して、辰野町の特産品（米、麺類等）を詰め合わせた「たつのまち学生エール便」をお届け



③学校給食の支援

食材費高騰に伴う子育て世帯支援事業 ～滋賀県草津市～

- ・市立学校や保育所等の給食費の材料費等高騰分の保護者負担の軽減
(小学校で月額4,000円に据え置き、1学期分の給食費を無償化)



【お問い合わせ先】

○制度の概要について
内閣府地方創生推進室 03-5253-2111

○お住いの自治体の取組について
お住いの自治体窓口へお問い合わせください

- 政府は、地方自治体が地域の実情に合わせて、物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細かに支援できるよう、重点支援地方交付金を措置しています。
- 令和6年度補正予算においては6,000億円を確保し、地方自治体による光熱費等の高騰への支援など様々な取組が行われています。
- 令和7年度予備費で1,000億円を積み増し。

①ガソリン・灯油等の支援

ラドンあったか燃料券配布事業 ～鳥取県三朝町～

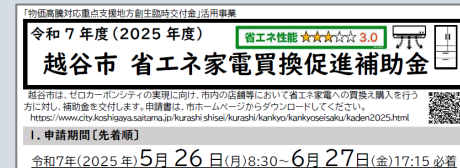
- ・町内全世帯を対象にガソリン、灯油、プロパンガス等の購入に町内で使用できる燃料券（1世帯あたり5,000円分）配布



②省エネ家電の導入支援

越谷市省エネ家電買換促進補助金 ～埼玉県越谷市～

- ・市内で購入する省エネ性能の高い家電（エアコン又は冷蔵庫）に対する補助金支給（補助率1/2、限度額40,000円）



※市内の個人電気店や市内に店舗も本店登録もある事業所で購入の場合は、限度額を70,000円

③水道料金の減免

生活者応援水道基本料金減免事業 ～北海道士幌町～

- ・町民、町内の事業者を支援するため、水道使用料の基本料金（月額1,045円）を3か月分減免



【お問い合わせ先】

○制度の概要について
内閣府地方創生推進室 03-5253-2111

○お住いの自治体の取組について
お住いの自治体窓口へお問い合わせください

※一部画像については、自治体のHPより引用